

東京都立保谷高等学校管理運営規程

令和6年4月1日
校長 決定

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立保谷高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く）を監督する。

第6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。（ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。）

1 部

教務部、生活指導部及び進路指導部を置く。

（1）教務部所掌事項

教育課程の編成及び実施、教科書及び教材の取扱い、生徒による授業評価、儀式的行事、渉外、広報活動、学校運営連絡協議会事務局、その他教務に関すること。

（2）生活指導部所掌事項

生徒会活動、行事、部活動、特別支援教育（特別支援コーディネーターを含む）、学校保健計画の立案・実施及び評価、生徒の健康管理、校内美化、及び生徒指導・学校保健に関すること。

（3）進路指導部所掌事項

進路指導計画・キャリア教育の立案及び実施、進路資料の収集及び整理等、図書館指導、及び進路指導に関すること。

2 学年

第1学年、第2学年及び第3学年を置く。

3 教科

- (1) 国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報及び総合的な探究の時間を置く。
- (2) 国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、外国語に教科主任を置く。

4 企画調整会議

5 職員会議

6 教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。その他芸術、家庭及び情報に教科会を置く。

7 委員会等

以下の委員会等を置く。

入学者選抜委員会、教科書選定委員会、防災教育推進委員会、学校保健委員会、学校安全衛生委員会、開放事業運営委員会、いじめ対策委員会、生徒支援委員会、図書館運営委員会、防火防災委員会、予算調整会議を置く。

1 目的

委員会運営規定において、委員会の構成その他運営に関する基本事項を定めることにより、委員会の円滑かつ適正な運営に資することを目的とする。

2 所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 入学者選抜委員会 入学選抜に関する原案作成及び運営、資料作成など、入学者選抜に関すること。
- (2) 教科書選定委員会 教科書選定作業及び資料作成、準教科書・補助教材など教科書等に関すること。
- (3) 防災教育推進委員会 防災計画の策定など、防火・防災に関すること。地域と連携した防災教育のあり方及び生徒に自助の力と共助の精神を育む防災教育の推進に関すること。
- (4) 学校保健委員会 生徒の健康に関すること。
- (5) 学校安全衛生委員会 職員の労働安全に関すること。
- (6) 開放事業運営委員会 学校施設開放・公開講座に関すること。
- (7) いじめ対策委員会 いじめへの組織的対応、調整、未然防止のための取組に関すること。
- (8) 生徒支援委員会 生徒に関するカウンセリング、特別支援及びアレルギー対応に関すること。
- (9) 図書館運営委員会 図書館の運営及び選書に関すること。
- (10) 防火防災委員会 校内施設の防火・防災に関すること。
- (11) 予算調整会議 自律経営推進予算その他の予算作成、執行の進捗管理に関すること。

8 学校運営連絡協議会

別に定める「都立保谷高等学校学校運営連絡協議会設置要項」に基づき、適正な運営を図る。

9 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委託された者が行う。

10 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

11 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第11 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他、校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任及び各学年主任とする。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として毎週一回開催する。

- 5 招集
校長が招集し、その運営を管理する。
- 6 その他、必要な事項は、校長が定める。

第12 職員会議

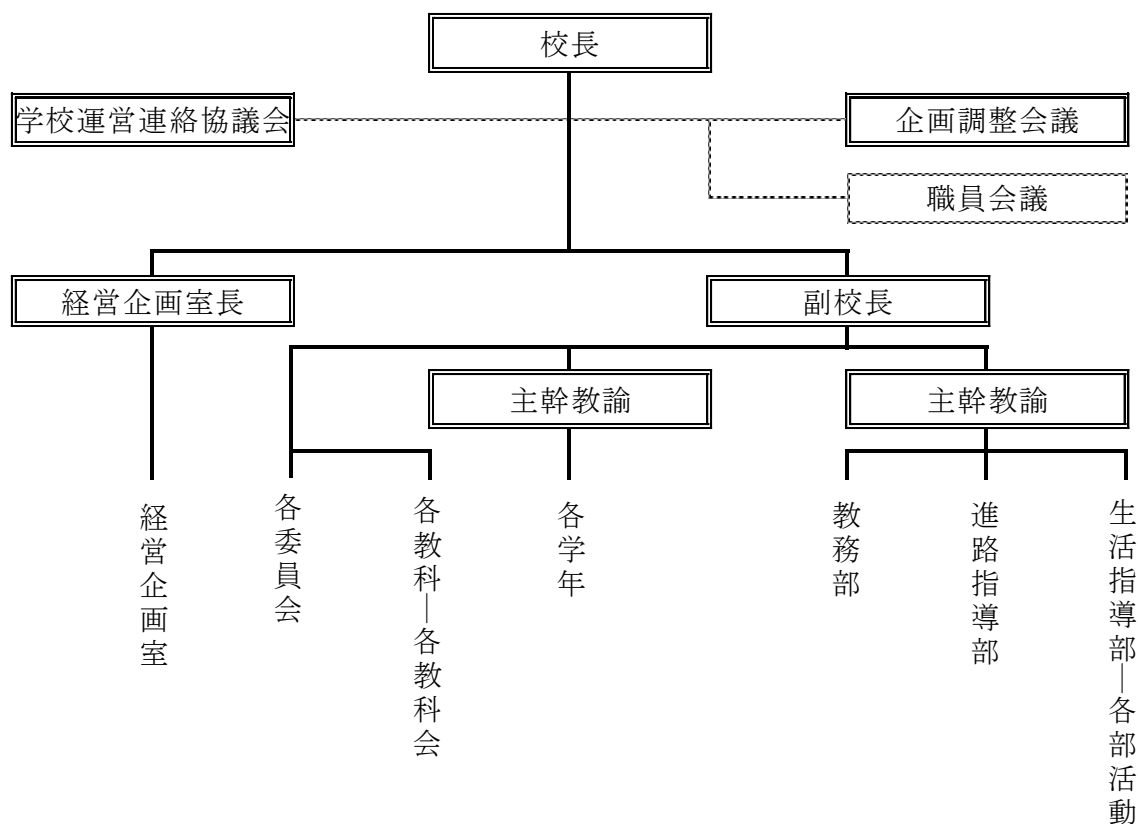
- 1 目的
職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。
 - (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
 - (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
 - (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。
- 2 構成員
常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。
- 3 学校運営連絡協議会協議委員の参加
校長が必要と認めたときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。
- 4 開催
職員会議の日程は、原則として年間行事計画においてあらかじめ定めることとし、必要に応じて臨時に開催することもある。
- 5 招集
校長が招集し、その運営を管理する。
- 6 司会
校長が選任する。
- 7 記録
校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。
- 8 運営
 - (1) 報告及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し提出する。
 - (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第13 教科会

- 1 目的
教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。
- 2 所掌事項
 - (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
 - (2) 「年間授業計画」に関すること。
 - (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
 - (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
 - (5) 定期考査及び学習評価に関すること。
 - (6) 教科書選定に関すること。
 - (7) 教務部との連携・調整に関すること。
 - (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
 - (9) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。
- 3 構成員
同一教科全ての常勤の教員とする。教科指導の必要に応じ非常勤教員、実習助手を加える。
- 4 開催
定例的な教科会を月1回開催する。
年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時(年1回)、定期考査前(年5回)、成績評定前(年3回)、OJT関係実施時期(年3回)に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。
その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。
- 5 招集
教科会は、教科主任が招集する。
教科主任は、校長、副校長に教科会の開催状況を報告する。

第14 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第15 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第16 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第17 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第18 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。